

3. バリアフリーのまちづくりに関する基本的な方針

3-1. 基本理念

すべての人がいきいきと暮らせる、
バリアフリーのまちづくり

すべての人が、年齢や性別、障がいの有無や国籍などにかかわらず、人権を尊重しあい、いきいきと安心して暮らせる“まち”をつくるために、社会全体の責務としてバリアフリーのまちづくりに取り組みます。

社会にある「障がい＝バリア」は、「個人の心身機能の障害」と「社会的障壁」の相互作用によって作りだされていると言われています(障害の社会モデル^(参考資料P.18))。「社会的障壁」には、道路や建物などの物理的なバリアだけでなく、文化・情報面のバリア、機会の不均等などしくみのバリア、差別や無関心など意識上のバリアがあり、これら 4 つの社会的障壁の改善のためには、多様な「個人の心身機能の障害」について理解を深め、必要な配慮ができるようになることも重要です。

バリアフリーのまちづくりにおいても、ともに考えともに取り組む「心のバリアフリー」を推進し、ハード面、ソフト面の総合的な視点に立った施策展開を図ります。

4つの社会的障壁

物理的なバリア

公共交通機関、道路、建物等において、移動面などで困難をもたらす物理的バリアのこと

例 ・路上の放置自転車
・ホームと電車の隙間や段差 など

しくみのバリア

社会のルールや制度によって、障がいのある人が能力以前の段階で機会の均等を奪われているバリアのこと

例 ・盲導犬を連れての入店を断ること
・障がいがあることを理由に、受験や免許などの付与を制限すること など

文化・情報面でのバリア

情報の伝え方が不十分であるために、必要な情報が平等に得られないバリアのこと

例 ・音声のみによるアナウンス
・視覚に頼ったタッチパネル式のみの操作盤 など

意識上のバリア

周囲からの心無い言葉、差別、無関心など、障がいのある人を受け入れないバリアのこと

例 ・障がいがある人に対する無理解、奇異な目で見たりかわいそうな存在、怖い存在だと決めつけたりすること など

3-2. バリアフリーのまちづくりの基本的な方針

1)すべての人が自由に安心して移動できる社会の形成

幼児から高齢者まで、障がいがある人もない人も、すべての人が何の不便も妨げも無く、自由に安心して生活し、また、移動できる地域社会を目指して、以下のような「心のバリアフリー」の推進により、バリアフリーのまちづくりを進めます。

三鷹市における「心のバリアフリー」

「心のバリアフリー」とは、障がい者や高齢者、乳幼児を連れた人、難病の人など、生活する上でさまざまな壁(バリア)のある人たちについて、関心と理解を深めることで、偏見や無理解など心の中にある壁(バリア)をなくしていくことです。

ともに考えともに取り組む「心のバリアフリー」の推進

「心のバリアフリー」を推進するには、障がいのある人と積極的に交流し、理解しあうことにより、偏見や差別をなくすることが大切です。ともに考え取り組むことで、誰もが暮らしやすいまちづくりを目指します。

様々な障がいとバリア(社会的障壁)を理解するためのコミュニケーション

- ・様々な障がいとまちの中の困りごとを理解するための広報・啓発
- ・障がいのある人と市民、事業者が理解しあえる交流機会の提供

バリアを取り除くためのコミュニケーション

- ・新たな施設整備や既存施設の改修における計画・実施段階での当事者参加によるインクルーシブな環境の検討

バリアフリーのまちづくりの推進

「心のバリアフリー」を実践する市民、事業者の取り組みにより、まちなかにある様々なバリアを改善していきます。

物理的なバリアの改善

公共交通、道路、公園、建物、駐車場等のバリアフリー化

しくみのバリアの改善

まちなかの様々な活動やサービスにおける参加や利用機会のバリアフリー化

文化・情報面のバリアの改善

音声、文字、視覚情報など多様な媒体、わかりやすい施設整備等によるバリアフリー化

意識上のバリアの改善

様々な障がいの理解と、施設の適正利用や配慮、声掛けや手助け等支えあいによるバリアフリー化

2)市民・事業者・行政の協働によるまちづくり

市内全域におけるバリアフリーのまちづくりの取り組みとして、市民、事業者、行政が一体となって、バリアフリーのまちづくりを進めるという協働のまちづくり体制の確立を目指します。

市民においては、地域のまちづくりに向けて一人一人が主体となった草の根的な活動や計画協議への参画、事業者においては、まちづくりの調査や計画作成への積極的な参加と事業の実施、行政においては、公共施設のバリアフリー化を進めるとともに、市民・事業者との協働体制や市民の主体的活動に対する支援を推進していきます。また、施設の整備、改修時においては、障がい者や高齢者、乳幼児を連れた人、難病の人など当事者の参加によりインクルーシブな環境の整備を推進していきます。

3)段階的・継続的なバリアフリー化の推進

市では、平成15年10月に「三鷹市バリアフリーのまちづくり基本構想」を策定し、重点整備地区において重点的にバリアフリー化を進めてきました。その後、基本構想に基づく特定事業の実施等により施設のバリアフリー化が進んでいます。今後も、未実施の施設の段階的なバリアフリー化を進めるとともに、バリアフリー化された施設の適切な維持・管理によりバリアフリーのまちづくりを継続的に推進していきます。

4)「心のバリアフリー」の推進

平成28年に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」により、社会的障壁を取り除く合理的配慮^(参考資料P.17)が、行政機関などは率先して取り組むように法的義務、民間事業者などは努力義務となりました。その後、「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」において、差別解消の取り組みを一層進めるため、民間事業者の合理的配慮の提供が義務化されていましたが、令和6年4月1日に法律が改正され、民間事業所にも合理的配慮が義務化されました。

このような法制度の整備も踏まえ、市民、事業者、行政は、高齢者、障がい者、子育て・妊娠中の方などの立場に立った利用上の工夫をしたり、介助の方法などを習得することにより、少しでもバリアの解消を図る必要があります。バリアフリー基本構想に関しては、令和2年のバリアフリー法改正において、バリアフリー基本構想に基づき市町村や施設設置管理者等が実施する「心のバリアフリー」に関する事業として、「教育啓発特定事業」が創設されました。

重点整備地区においては、これまで取り組んできたソフト面の事業を「教育啓発特定事業」として推進を図るとともに、全市において、様々な心身機能の障がいとバリアを理解するための啓発や交流機会の創出の取り組みを進めます。

また、歩道上の放置自転車・違法駐車、自転車の運転マナー、商品や樹木の歩道へのはみ出しなど、自らの行為が“まち”にバリアを生じさせていることを認識することによって、解消される問題も数多くあります。このため、道路、公園、建築物の管理者や交通管理者は、利用者の理解協力を得るための啓発に努め、市民、住民協議会、町会・自治会、商店会など、地域とともにバリアフリーの取り組みを継続・拡充していきます。

さらに、学校や家庭においても、バリアフリーのまちづくりが進むよう意識の啓発を図りま

す。特に、次代を担う子供たちを育てる学校での取り組みとして、可能な限りバリアフリーの施設づくりを進めるほか、学校と連携して、児童及び生徒たちが高齢者、障がい者など、すべての人たちの立場に立って、自らの心にバリアを生じさせないよう、また自らの行動によってバリアを生み出すことがないよう、教育啓発活動の充実に取り組んでいきます。

3-3. バリアフリーのまちづくりの取り組み

市では、平成 15 年に策定した「三鷹市バリアフリーのまちづくり基本構想」で「三鷹駅周辺地区」及び「三鷹台駅・井の頭公園駅周辺地区」を重点整備地区に位置付け、多様な利用者が利用する公共公益的施設（市民センター、図書館、警察署等）が集積する「市民センター周辺地区」を追加し、3つの重点地区で特定事業によるバリアフリー化を推進してきました。

また、市内全域において、外出支援、主要な道路や傾斜地、商店街など地域特性に応じたバリアフリー化や、啓発事業等について取り組み方針を示し、バリアフリーのまちづくりを推進してきました。主要な道路については、駅を中心とした重点整備地区だけでは、市民生活の主要な移動手段であるバス、自転車、徒歩による移動のネットワーク化に対応できないため、市内の主要幹線道路である都道 3 路線（連雀通り、吉祥寺通り、人見街道）と、市で事業中の三鷹都市計画道路3・4・13 号（牟礼六丁目）を重点整備路線とし、市全域に関わるバリアフリーのまちづくり事業として推進してきました。

平成 30 年のバリアフリー法の改正において、具体的な事業化の動きがない状況であるものの、生活関連施設が集積し、徒歩利用が多い地区のバリアフリー化に関する方針（移動等円滑化促進地区）や、市域全体のバリアフリー化の方針を示すマスタープラン制度が創設されました。本市においては、引き続き全市のバリアフリーに関する基本構想として、重点整備地区と市内全域のバリアフリーの取り組みの方針を示し、公共、民間によるバリアフリー化を促進に取り組むとともに、施設の立地状況やニーズの変化等に応じてマスタープラン制度の活用について検討していきます。

1) バリアフリー法に基づく重点整備地区での取り組み

これまでの基本構想において重点整備地区として位置付けてきた「三鷹駅周辺地区」、「三鷹台駅・井の頭公園駅周辺地区」及び「市民センター周辺地区」は、引き続き重点整備地区として位置付けることを基本に、重点整備地区の設定や、バリアフリー化の推進を図る生活関連施設や生活関連経路の設定方針を定めて、多様な人が利用する施設や経路のバリアフリー化の推進を図ります。経路については、道路条件や沿道条件、その他地形的条件などから移動等円滑化基準のすべてを満たすことが困難な経路でも、その地域にとって重要な路線については、ネットワーク道路と位置付け、地域特性（周辺環境）に配慮したバリアフリー化を目指してきました。これについては、今後も継続してネットワーク道路と位置付け、地域のバリアフリーネットワーク化を念頭に、法律に基づく整備目標年次や移動円滑化基準を踏まえ、バリアフリー化の取り組みを推進します。

2) 市内全域におけるバリアフリーのまちづくりの取り組み

バリアフリー法に基づく重点整備地区以外にも、「重点整備路線」を位置付け、バリアフリー化を進めてきましたが、バリアフリー化の取り組みが進んでいない部分も多くあることから、継続的に取り組みます。

取り組みにあたっては前基本構想で位置付けている主要幹線道路である 3 路線（連雀

通り、吉祥寺通り、人見街道)などを引き続き「重点整備路線」と位置付け、優先整備区間や目標年次、整備目標を定めるとともに、新たな「重点整備路線」を検討します。

バリアフリー化を推進するための事業や、市内の傾斜地対策や公共施設を拠点とした周辺地域、並びに商店街のバリアフリー化を独自の事業として位置付け、バリアフリー化に向けた取り組みを行います。また、バリアフリー化に向けたハード整備を補うために、教育啓発事業の展開や、様々な情報提供などのソフト面の取り組みを進めるとともに、市民、事業者、行政が連携した推進を図るための行政支援を含めた方向性を示します。

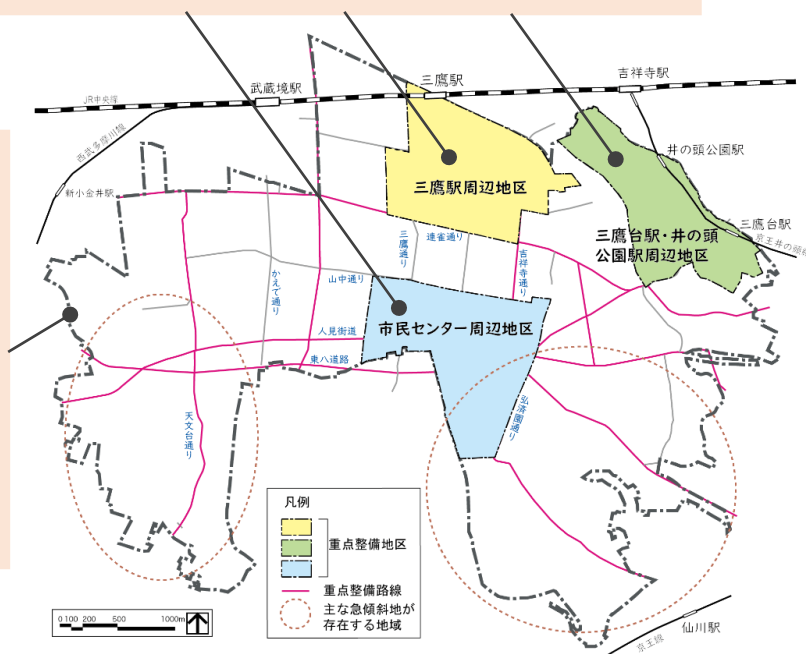
三鷹市バリアフリーのまちづくりの総合的な展開

重点整備地区におけるバリアフリー化

- 歩きやすい歩行空間の確保
- 適正な夜間照明の確保(街路灯のLED化 など)
- 駅におけるエレベーター、エスカレーターの整備
- 乗り降りしやすいバスの運行
- バス停の整備、バス停と公共的施設間のバリアフリー化
- だれでもトイレの整備
- ベンチの設置、ポケットスペースの整備
- 高齢者、障がい者などがよく利用する建築物のバリアフリー化
- 車いす利用者対応などの駐車場の整備
- 利用しやすい公園の整備
- 商店街のバリアフリー化
- 外出支援などのための情報提供

市内全域における バリアフリーのまちづくり の取り組み

- 重点整備路線等のバリアフリー化
- 外出を支援する環境づくり
- 傾斜地のバリアフリー化
- 商店街のバリアフリー化
- バリアフリーのまちづくりに関する啓発事業
- バリアフリー化推進のための取り組み



3)関連分野の施策と連携したバリアフリー化の推進

近年、地震や集中豪雨などの自然災害の頻発化、激甚化に対して、災害時における高齢者、障がい者等の避難環境の向上や配慮の充実が求められています。公共施設については、「三鷹市防災都市づくり方針」に基づき、避難所となる学校施設の老朽化対策や建替えを計画的に実施するとともに、バリアフリー化や分散型エネルギー^(参考資料P.19)の推進など、防災機能の向上を図ります。また、「三鷹市公共施設等総合管理計画(改定)」や「三鷹市新都市再生ビジョン」に基づき、公共施設等のバリアフリー化、省エネルギー化、景観への配慮など、施設の安全性や機能性を維持・向上させながら、適切な施設管理を行います。避難経路にもなる道路においては、歩道の拡幅や段差解消、電柱の移設等のバリアフリー化を進め歩行空間の充実を図ります。災害時の配慮の充実に向けては、福祉や教育分野の施策との連携により「心のバリアフリー」を推進します。

また、電動キックボード等の新たな交通手段の普及や、自動配送ロボット等の新たな運送システムの導入に対して、令和4年に道路交通法が改正されるとともに、歩行者と多様な交通手段が共存できる道路空間のあり方や整備方策の検討が進められています。高齢者、障がい者等を含め不特定多数の歩行者が利用する生活関連経路のバリアフリー化は、社会全体の安全性、快適性、生活利便性の向上につながるものとして市民、事業者、行政の連携によりハード、ソフト両面からバリアフリー化の取り組みを推進します。